

社会福祉法人湯沢市社会福祉協議会一般事業主行動計画

令和7年5月23日策定

仕事と子育てを両立し、男女がともに活躍できる雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間

2 内 容

目標1：時間外労働を10%削減する。

〈対策・取組内容〉

令和7年6月1日から令和12年5月31日

- 令和7年6月～ 残業時間の管理を徹底する
- 令和8年4月～ 業務の見直し・効率化を行う
- 令和9年4月～ 働き方の柔軟化を行う

目標2：女性の育児休業取得率を80%以上、男性の育児休業取得率を50%以上

〈対策・取組内容〉

令和7年6月1日から令和12年5月31日

- 令和7年6月～ 全職員へ育児・介護休業法の周知理解の促進を行う
- 令和7年6月～ 対象となりうる職員への具体的な制度の説明を行う
- 令和8年4月～ 取得しやすい職場環境の整備を行う